

【表紙】

| | |
|--|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 平成26年 2月17日提出 |
| 【発行者名】 | 明治安田アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 石川 昌秀 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 谷口 嘉邦 |
| 【電話番号】 | 03-6731-4720 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】 | ミリオン（従業員積立投資プラン） インデックスポートフォリオ |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】 | 上限 200億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオ

以下、「ファンド」といいます。

以下、「ミリオン・インデックスポートフォリオ」または「インデックスポートフォリオ」の名称を用いる場合があります。

「ミリオン」または「ミリオン（従業員積立投資プラン）」の語は、このファンドと同時に設定されたミリオン（従業員積立投資プラン）フィナンシャルミックスポートフォリオとの総称として用いられる場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

200億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込受付日とは、申込者の申込金額が事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に入金された日をいいます。

受益者が販売会社との間で結んだミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款（当ファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下、同じ。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

5,000円以上1円単位（別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する場合は、1口単位）

ただし、当ファンドは、原則として給与天引き方式による累積投資専用ファンドであり、事業所によっては上記と異なる制限が加えられる場合があります。（例：1万円以上1,000円単位など）

(7)【申込期間】

平成26年2月18日から平成26年8月15日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

岩井コスモ証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋1丁目8番12号

（以下、「販売会社」といいます。）

上記の販売会社の、本邦内のすべての本支店、営業所で申込みの取扱いを行います。

なお、販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、原則として事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

11月17日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行います。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|---------|----------|---------------------------------|---------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | インデックス型 |
| 追加型 | 海外 内外 | 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合 | 特殊型 |

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型

目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
|---|--------------|-----------------------|----------------------|----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | 日経225 |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） | 年6回 （隔月） | 欧州 | | |
| | 年12回 （毎月） | アジア | | TOPIX |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・ オブ・ ファンズ | |
| その他資産 （投資信託証券（株式一 般）） | その他 （ ） | アフリカ | | その他 |
| 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 （中東） エマージング | | |

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（株式一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限200億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

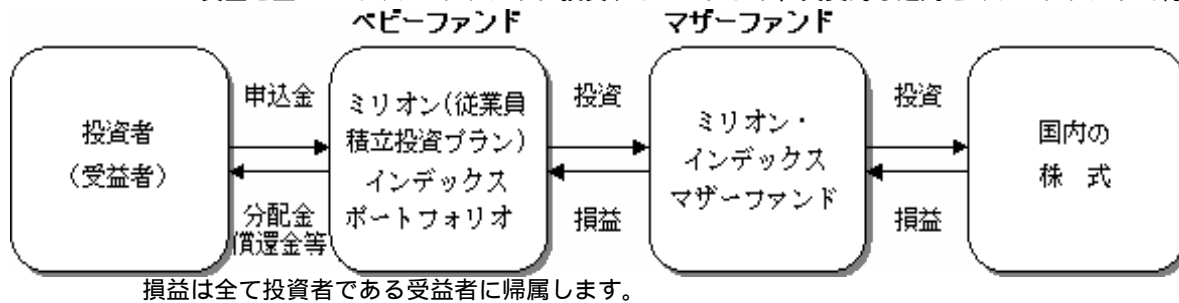
昭和62年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

（注）「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

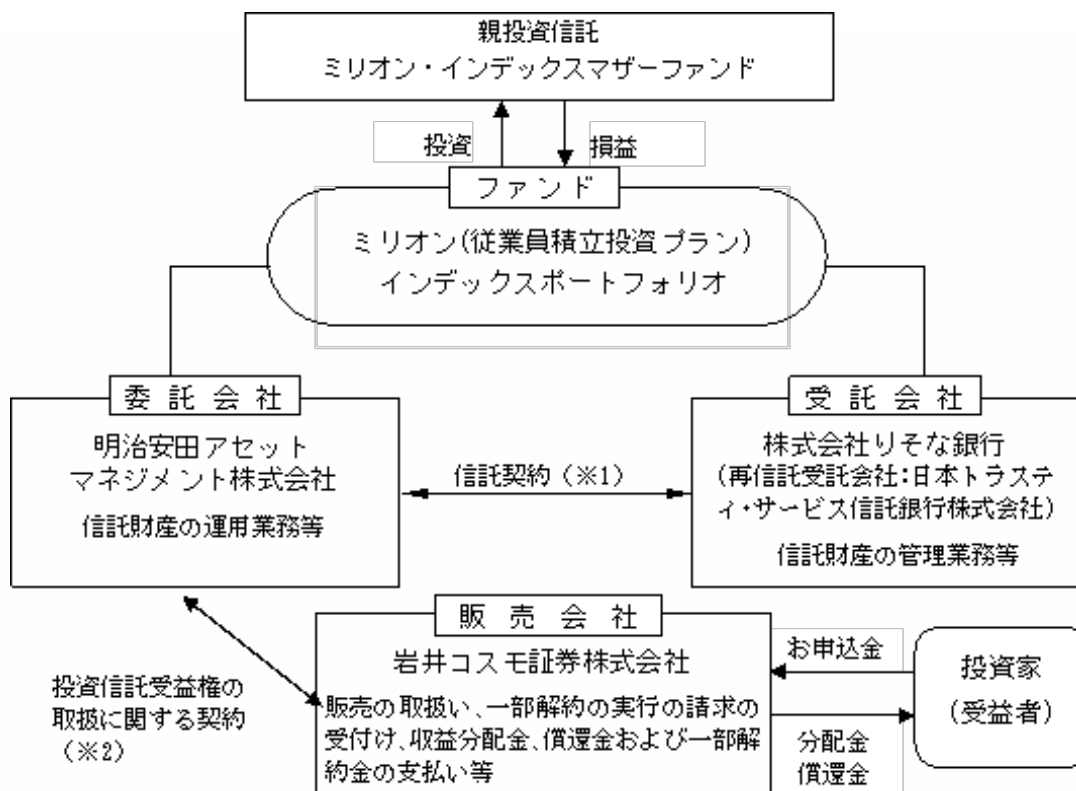
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）： 株式会社りそな銀行

信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社： 岩井コスモ証券株式会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

- 昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立
 平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
 平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
 平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
 平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
 平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|---------------------------------|---|---------|---------------------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 17,539株 | 92.86% |
| アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ペー・ハー | ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ポッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44 | 1,261株 | 6.68% |
| 富国生命保険相互会社 | 東京都千代田区内幸町2-2-2 | 87株 | 0.46% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

マザーファンドを通じて間接的に日経平均株価(225種)採用銘柄に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、運用を行います。

投資対象

ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

以下、ミリオン・インデックスマザーファンドを単にマザーファンドということがあります。

投資態度

1. ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資は行いません。
3. マザーファンドにおいては、日経平均株価(225種)に連動した収益をめざして運用を行います。
4. 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

日経平均株価とは

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する銘柄から選択された225銘柄を「ダウ式平均」によって算出する株式指数です。指数算出の対象となる225銘柄は毎年一部が入れ替えられます。東京証券取引所第一部上場銘柄から流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択しており、株式市場の動向を敏感に伝えます。

日経平均の計算式

$$\frac{\text{225銘柄の指数採用株価合計}}{\text{除数}}$$

<除数とは>

日経平均の計算で「分母」となる数字です。分子の株価合計を単純に225で割るのではなく、新規銘柄入れ替えや株式分割など市況変動以外の理由で株価合計に変化が生じる場合、指数の連続性が保たれるように除数を修正しています。

日経平均株価は、日本経済新聞社の著作物であり、「指数」に関する著作権ならびに「日経」および「指数」の表示に対する知的財産権その他一切の権利はすべて日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、当ファンドの基準価額の値動き等にいかなる責任も有していません。

（参考）

ミリオン・インデックスマザーファンドの概要

(1)基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期的成長をとらえることを目標に、日経平均株価(225種)に連動した収益をめざして運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価(225種)に採用されている銘柄を投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

投資態度

投資成果を日経平均株価(225種)の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- 1.原則として、日経平均株価(225種)採用銘柄のうち200銘柄以上に分散投資を行います。
- 2.資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として、買付の場合は株価の高い銘柄から順番に、売付の場合は株価の低い銘柄から順番に行います。
- 3.株式の組入比率はできるだけ、高位に保ちます。
- 4.非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

投資制限

- 1.株式への投資には、制限を設けません。
- 2.同一銘柄の株式への投資には、制限を設けません。
- 3.有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- 4.外貨建資産への投資は行いません。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券で、前号の証券の性質を有するもの

3.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、当ファンドの信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 1.～4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

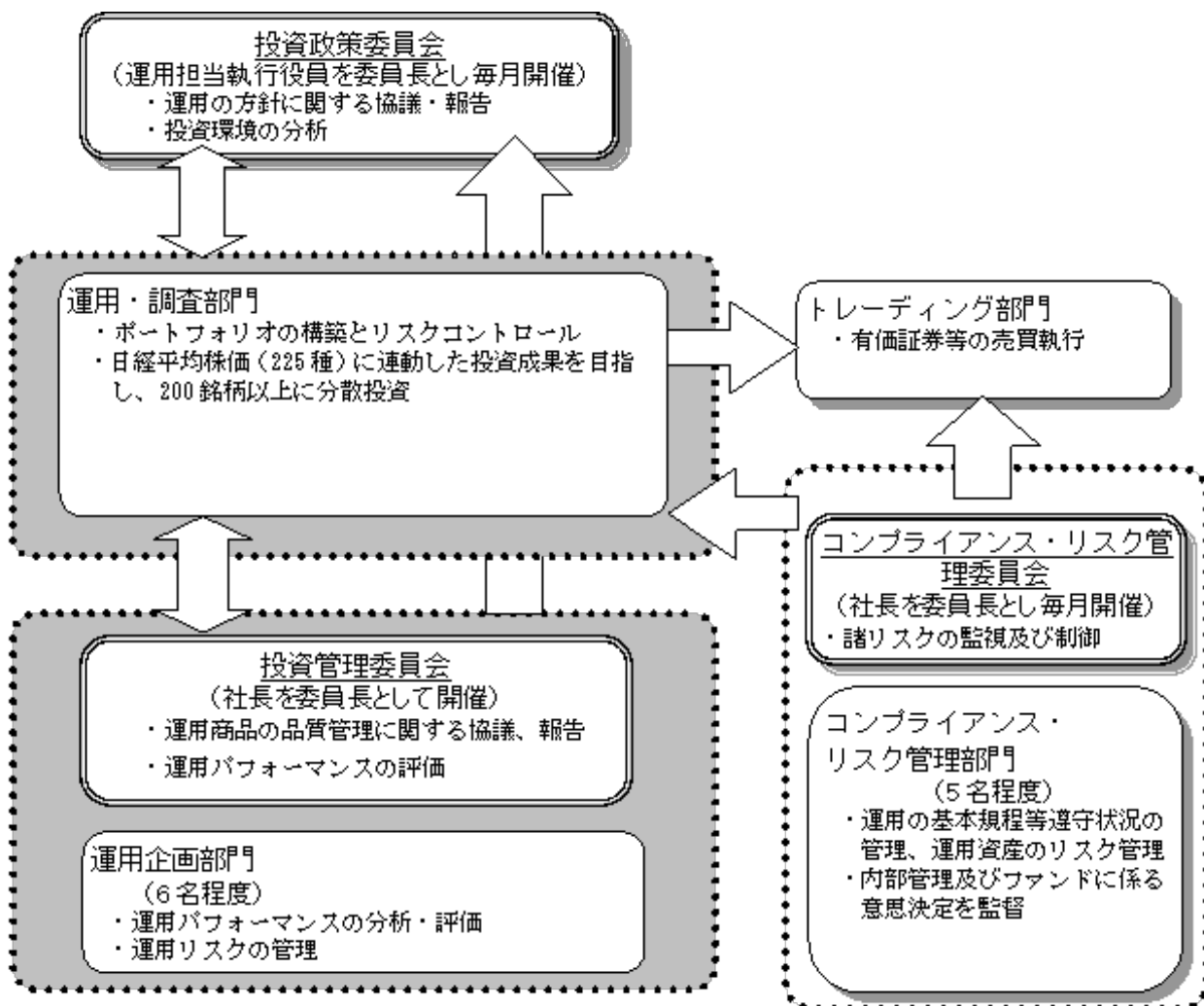
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎年1回（原則11月17日）決算を行い、次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
2. 利子・配当収入を中心に売買益等を含め、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して分配金額を決定します。（ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。）
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 投資信託約款に基づく主な投資制限 >

マザーファンドへの投資制限

マザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権

信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1.から6.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、「先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1.から6.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1.から6.」に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。

コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- (1)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- (2)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- (3)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券

等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4.再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法律等で規制される投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、マザーファンドを通じて、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなる可能性があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

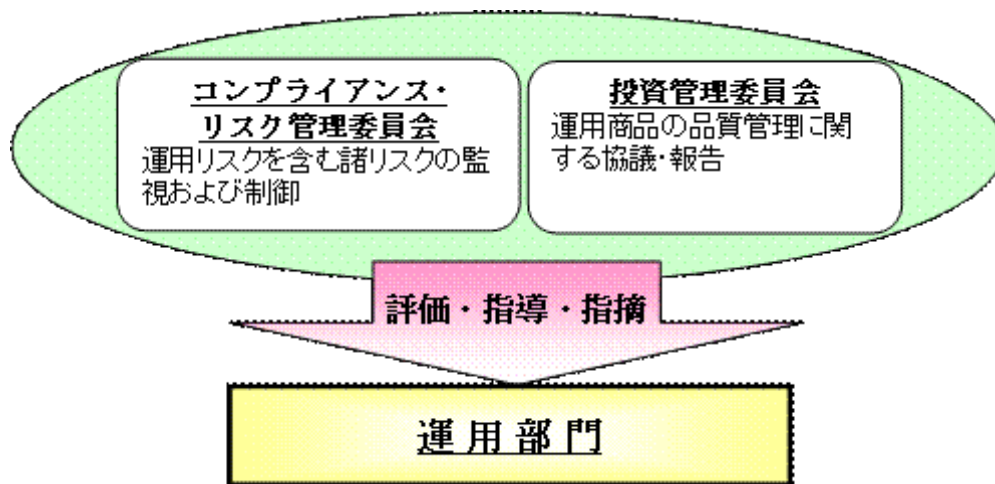
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.68%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.728%となります。

（年率）

| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 1.68% (税抜1.6%) | 0.441% (税抜0.42%) | 1.155% (税抜1.1%) | 0.084% (税抜0.08%) |

<消費税率が8%となる平成26年4月1日以降>

（年率）

| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 1.728% (税抜1.6%) | 0.4536% (税抜0.42%) | 1.188% (税抜1.1%) | 0.0864% (税抜0.08%) |

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税等（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

| 期間 | 税率 |
|-------------|---------------------------|
| 平成26年1月1日以降 | 20.315%（所得税15.315%、地方税5%） |

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

| 期間 | 税率 |
|-------------|---------------------------|
| 平成26年1月1日以降 | 20.315%（所得税15.315%、地方税5%） |

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

| 期間 | 税率 |
|-------------|---------------------|
| 平成26年1月1日以降 | 15.315%（所得税15.315%） |

2)個別元本方式について

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

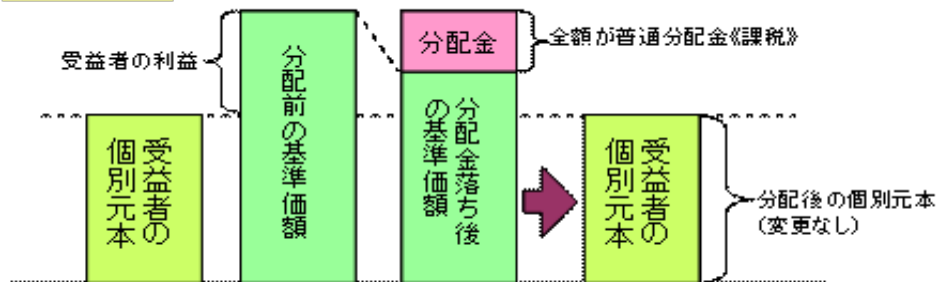
3)収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

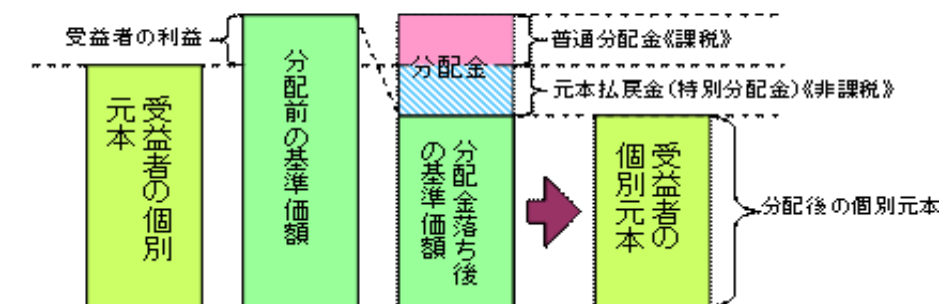
収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、課税となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

①の場合



②の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成25年12月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|-------------|---------|
| ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券 | 547,325,559 | 99.82 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | 964,614 | 0.18 |
| 合計（純資産総額） | 548,290,173 | 100.00 |

（参考）マザーファンドの投資状況

ミリオン・インデックスマザーファンド

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|----------------------|----|-------------|---------|
| 株式 | 日本 | 741,749,200 | 99.49 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | | 3,835,444 | 0.51 |
| 合計（純資産総額） | | 745,584,644 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.上位銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 国名/業種 種類 | 数量（口） | 簿価単価 /簿価額（円） | 評価単価 /評価額（円） | 投資比率 （％） |
|----|------------------------|---------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 1 | ミリオン・インデックス マザーファンド | 日本 / - 親投資信託受益証券 | 601,456,659 | 0.8448 508,114,515 | 0.9100 547,325,559 | 99.82 |

2.種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.82 |
| 合計 | 99.82 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

ミリオン・インデックスマザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-----------------|--------|-------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | ファーストリテイリング | 小売業 | 2,000 | 35,700.00 | 71,400,000 | 43,400.00 | 86,800,000 | 11.64 |
| 2 | 日本 | 株式 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 6,000 | 7,770.00 | 46,620,000 | 9,200.00 | 55,200,000 | 7.40 |
| 3 | 日本 | 株式 | ファナック | 電気機器 | 2,000 | 16,640.00 | 33,280,000 | 19,250.00 | 38,500,000 | 5.16 |
| 4 | 日本 | 株式 | KDDI | 情報・通信業 | 4,000 | 6,060.00 | 24,240,000 | 6,470.00 | 25,880,000 | 3.47 |
| 5 | 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 4,000 | 5,150.00 | 20,600,000 | 5,250.00 | 21,000,000 | 2.82 |
| 6 | 日本 | 株式 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 4,000 | 4,140.00 | 16,560,000 | 4,330.00 | 17,320,000 | 2.32 |
| 7 | 日本 | 株式 | ダイキン工業 | 機械 | 2,000 | 6,190.00 | 12,380,000 | 6,550.00 | 13,100,000 | 1.76 |
| 8 | 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 2,000 | 6,350.00 | 12,700,000 | 6,420.00 | 12,840,000 | 1.72 |
| 9 | 日本 | 株式 | セコム | サービス業 | 2,000 | 6,270.00 | 12,540,000 | 6,340.00 | 12,680,000 | 1.70 |
| 10 | 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 2,000 | 6,210.00 | 12,420,000 | 6,230.00 | 12,460,000 | 1.67 |
| 11 | 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 2,000 | 5,950.00 | 11,900,000 | 6,140.00 | 12,280,000 | 1.65 |
| 12 | 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 2,000 | 5,510.00 | 11,020,000 | 5,760.00 | 11,520,000 | 1.55 |
| 13 | 日本 | 株式 | デンソー | 輸送用機器 | 2,000 | 4,870.00 | 9,740,000 | 5,550.00 | 11,100,000 | 1.49 |
| 14 | 日本 | 株式 | 住友不動産 | 不動産業 | 2,000 | 4,990.00 | 9,980,000 | 5,230.00 | 10,460,000 | 1.40 |
| 15 | 日本 | 株式 | テルモ | 精密機器 | 2,000 | 5,220.00 | 10,440,000 | 5,070.00 | 10,140,000 | 1.36 |
| 16 | 日本 | 株式 | TDK | 電気機器 | 2,000 | 4,380.00 | 8,760,000 | 5,040.00 | 10,080,000 | 1.35 |
| 17 | 日本 | 株式 | キヤノン | 電気機器 | 3,000 | 3,230.00 | 9,690,000 | 3,330.00 | 9,990,000 | 1.34 |
| 18 | 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 2,000 | 4,815.00 | 9,630,000 | 4,825.00 | 9,650,000 | 1.29 |
| 19 | 日本 | 株式 | 日東電工 | 化学 | 2,000 | 5,340.00 | 10,680,000 | 4,435.00 | 8,870,000 | 1.19 |
| 20 | 日本 | 株式 | 電通 | サービス業 | 2,000 | 4,035.00 | 8,070,000 | 4,300.00 | 8,600,000 | 1.15 |
| 21 | 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 2,000 | 3,765.00 | 7,530,000 | 4,180.00 | 8,360,000 | 1.12 |
| 22 | 日本 | 株式 | 日揮 | 建設業 | 2,000 | 3,795.00 | 7,590,000 | 4,125.00 | 8,250,000 | 1.11 |
| 23 | 日本 | 株式 | エーザイ | 医薬品 | 2,000 | 4,015.00 | 8,030,000 | 4,075.00 | 8,150,000 | 1.09 |
| 24 | 日本 | 株式 | ブリヂストン | ゴム製品 | 2,000 | 3,700.00 | 7,400,000 | 3,980.00 | 7,960,000 | 1.07 |
| 25 | 日本 | 株式 | エヌ・ティ・ティ・データ | 情報・通信業 | 2,000 | 3,645.00 | 7,290,000 | 3,880.00 | 7,760,000 | 1.04 |
| 26 | 日本 | 株式 | 三井不動産 | 不動産業 | 2,000 | 3,495.00 | 6,990,000 | 3,785.00 | 7,570,000 | 1.02 |
| 27 | 日本 | 株式 | トレンドマイクロ | 情報・通信業 | 2,000 | 3,900.00 | 7,800,000 | 3,680.00 | 7,360,000 | 0.99 |
| 28 | 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 2,000 | 3,705.00 | 7,410,000 | 3,420.00 | 6,840,000 | 0.92 |
| 29 | 日本 | 株式 | オリンパス | 精密機器 | 2,000 | 3,185.00 | 6,370,000 | 3,330.00 | 6,660,000 | 0.89 |
| 30 | 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 2,000 | 3,390.00 | 6,780,000 | 3,310.00 | 6,620,000 | 0.89 |

2. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
| 株式 | 99.49 |
| 合計 | 99.49 |

3. 株式の業種別の投資比率

| 業 種 名 | 投資比率（％） |
|------------|---------|
| 電気機器 | 16.31 |
| 小売業 | 14.02 |
| 情報・通信業 | 13.72 |
| 輸送用機器 | 7.93 |
| 化学 | 6.54 |
| 医薬品 | 6.41 |
| 機械 | 4.80 |
| 食料品 | 4.07 |
| 不動産業 | 3.60 |
| 建設業 | 3.17 |
| サービス業 | 2.95 |
| 精密機器 | 2.91 |
| 卸売業 | 2.09 |
| 陸運業 | 1.49 |
| ガラス・土石製品 | 1.40 |
| ゴム製品 | 1.21 |
| 非鉄金属 | 1.08 |
| 保険業 | 0.78 |
| その他金融業 | 0.74 |
| 銀行業 | 0.74 |
| その他製品 | 0.71 |
| 金属製品 | 0.62 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.45 |
| 証券、商品先物取引業 | 0.43 |
| 繊維製品 | 0.30 |
| 石油・石炭製品 | 0.22 |
| 鉄鋼 | 0.17 |
| 電気・ガス業 | 0.17 |
| パルプ・紙 | 0.16 |
| 海運業 | 0.14 |
| 鉱業 | 0.07 |
| 水産・農林業 | 0.06 |
| 空運業 | 0.03 |
| 合 計 | 99.49 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（円） | | 1万口当たりの純資産額（円） | |
|------------------------|-------------|-------------|----------------|-------|
| | 分配落 | 分配付 | 分配落 | 分配付 |
| 第17期計算期間末(平成16年11月17日) | 579,122,409 | 579,122,409 | 4,088 | 4,088 |
| 第18期計算期間末(平成17年11月17日) | 710,304,818 | 710,304,818 | 5,253 | 5,253 |
| 第19期計算期間末(平成18年11月17日) | 729,393,641 | 729,393,641 | 5,813 | 5,813 |
| 第20期計算期間末(平成19年11月19日) | 614,147,199 | 614,147,199 | 5,413 | 5,413 |
| 第21期計算期間末(平成20年11月17日) | 347,449,403 | 347,449,403 | 3,096 | 3,096 |
| 第22期計算期間末(平成21年11月17日) | 390,738,913 | 390,738,913 | 3,524 | 3,524 |
| 第23期計算期間末(平成22年11月17日) | 398,735,474 | 398,735,474 | 3,561 | 3,561 |
| 第24期計算期間末(平成23年11月17日) | 324,287,780 | 324,287,780 | 3,091 | 3,091 |
| 第25期計算期間末(平成24年11月19日) | 354,914,017 | 354,914,017 | 3,344 | 3,344 |
| 第26期計算期間末(平成25年11月18日) | 530,261,427 | 530,261,427 | 5,498 | 5,498 |

| | 純資産総額（円） | 1万口当たり純資産額（円） |
|------------|-------------|---------------|
| 平成24年12月末日 | 398,602,814 | 3,786 |
| 平成25年1月末日 | 420,121,116 | 4,044 |
| 平成25年2月末日 | 426,414,746 | 4,190 |
| 平成25年3月末日 | 456,786,738 | 4,519 |
| 平成25年4月末日 | 499,558,251 | 5,031 |
| 平成25年5月末日 | 485,862,872 | 4,991 |
| 平成25年6月末日 | 484,271,070 | 4,958 |
| 平成25年7月末日 | 479,049,811 | 4,944 |
| 平成25年8月末日 | 466,297,900 | 4,840 |
| 平成25年9月末日 | 505,690,804 | 5,250 |
| 平成25年10月末日 | 501,637,710 | 5,197 |
| 平成25年11月末日 | 538,440,200 | 5,677 |
| 平成25年12月末日 | 548,290,173 | 5,908 |

【分配の推移】

| | 1万口当たり税込み分配金（円） |
|--------------------------------------|-----------------|
| 第17期計算期間(平成15年11月18日から平成16年11月17日まで) | 0 |
| 第18期計算期間(平成16年11月18日から平成17年11月17日まで) | 0 |
| 第19期計算期間(平成17年11月18日から平成18年11月17日まで) | 0 |
| 第20期計算期間(平成18年11月18日から平成19年11月19日まで) | 0 |
| 第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで) | 0 |
| 第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで) | 0 |
| 第23期計算期間(平成21年11月18日から平成22年11月17日まで) | 0 |
| 第24期計算期間(平成22年11月18日から平成23年11月17日まで) | 0 |
| 第25期計算期間(平成23年11月18日から平成24年11月19日まで) | 0 |
| 第26期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月18日まで) | 0 |

【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|--------------------------------------|--------|
| 第17期計算期間(平成15年11月18日から平成16年11月17日まで) | 12.71 |
| 第18期計算期間(平成16年11月18日から平成17年11月17日まで) | 28.50 |
| 第19期計算期間(平成17年11月18日から平成18年11月17日まで) | 10.66 |
| 第20期計算期間(平成18年11月18日から平成19年11月19日まで) | 6.88 |
| 第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで) | 42.80 |
| 第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで) | 13.82 |
| 第23期計算期間(平成21年11月18日から平成22年11月17日まで) | 1.05 |
| 第24期計算期間(平成22年11月18日から平成23年11月17日まで) | 13.20 |
| 第25期計算期間(平成23年11月18日から平成24年11月19日まで) | 8.19 |
| 第26期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月18日まで) | 64.41 |

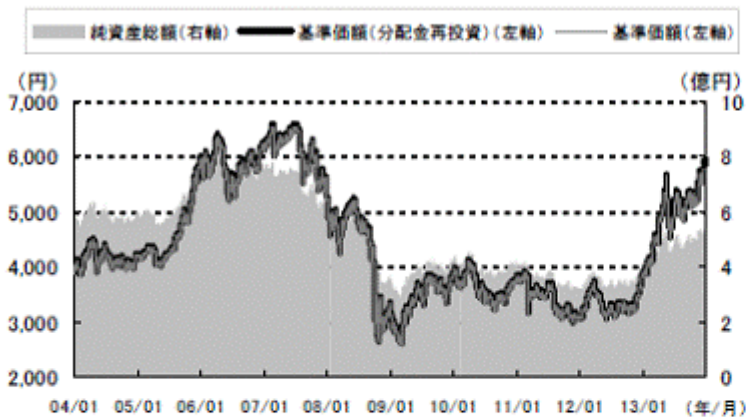
(注) 収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2013年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

| 分配金の推移 | |
|-------------------------|--------|
| 2013年11月 | 0円 |
| 2012年11月 | 0円 |
| 2011年11月 | 0円 |
| 2010年11月 | 0円 |
| 2009年11月 | 0円 |
| 設定来累計 | 65円 |
| ※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額 | |
| 基準価額 | 5,908円 |
| 純資産総額 | 548百万円 |

主要な資産の状況

資産の組入比率

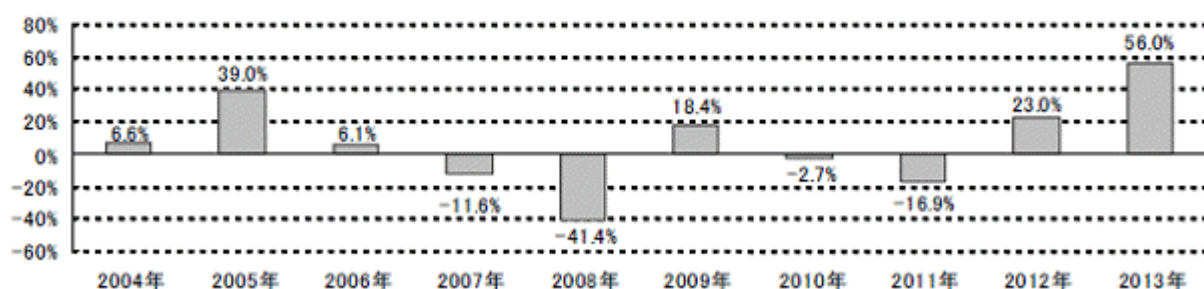
| 資産の種類 | 投資比率 (%) |
|--------------------|----------|
| ミリオン・インデックスマザーファンド | 99.82 |
| その他の資産 | 0.18 |
| 合計（純資産総額） | 100.00 |

組入上位 10 銘柄（マザーファンド）

| | 銘柄名 | 業種 | 投資比率 (%) |
|----|-------------|--------|----------|
| 1 | ファーストリテイリング | 小売業 | 11.64 |
| 2 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 7.40 |
| 3 | ファナック | 電気機器 | 5.16 |
| 4 | KDDI | 情報・通信業 | 3.47 |
| 5 | 京セラ | 電気機器 | 2.82 |
| 6 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 2.32 |
| 7 | ダイキン工業 | 機械 | 1.76 |
| 8 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 1.72 |
| 9 | セコム | サービス業 | 1.70 |
| 10 | アステラス製薬 | 医薬品 | 1.67 |

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|--------------------------------------|------------|-------------|
| 第17期計算期間(平成15年11月18日から平成16年11月17日まで) | 89,872,148 | 95,271,304 |
| 第18期計算期間(平成16年11月18日から平成17年11月17日まで) | 78,411,226 | 142,871,659 |
| 第19期計算期間(平成17年11月18日から平成18年11月17日まで) | 52,475,633 | 149,917,068 |
| 第20期計算期間(平成18年11月18日から平成19年11月19日まで) | 41,615,933 | 161,758,997 |
| 第21期計算期間(平成19年11月20日から平成20年11月17日まで) | 48,524,400 | 60,885,277 |
| 第22期計算期間(平成20年11月18日から平成21年11月17日まで) | 62,090,808 | 75,471,629 |
| 第23期計算期間(平成21年11月18日から平成22年11月17日まで) | 52,880,075 | 41,969,834 |
| 第24期計算期間(平成22年11月18日から平成23年11月17日まで) | 50,113,555 | 120,823,065 |
| 第25期計算期間(平成23年11月18日から平成24年11月19日まで) | 56,688,535 | 44,302,126 |
| 第26期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月18日まで) | 38,235,295 | 135,167,258 |

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 申込者は、申込金額を、原則として事業所（企業・団体）を通じて、給与天引きにより販売会社に支払うものとします。なお、当該販売会社に入金された日を取得申込受付日とします。
2. 申込金額は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額とします。

受益者が販売会社との間で結んだミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款（当ファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下、同じ。）による契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

3. 申込手数料はありません。
4. 申込単位は、5,000円以上1円単位とします。ただし、ファンドの受益者が「別に定める契約」により、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
（ファンドは、原則として給与天引き方式による累積投資専用ファンドであり、事業所によっては上記と異なる制限が加えられる場合（例：1万円以上1,000円単位など）があります。）
5. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消すことができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 買取請求による換金

- ）販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。
- ）買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りをを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。買取価額については、販売会社において入手できます。
- ）販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて上記（ ）による受益権の買取りを中止することができます。
- ）上記（ ）により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、当該請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りをを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
- ）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の買取請求には制限を設ける場合があります。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

(2) 信託の一部解約（解約請求制）

- ）受益者は、自己の有する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

）一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

）換金手数料ならびに信託財産留保額はありません。

）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

）上記（ ）により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該請求受付日の基準価額とします。

）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| | |
|-----------|--|
| 親投資信託受益証券 | 基準価額計算日の基準価額で評価します。 |
| 株 式 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。 |

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月18日から翌年11月17日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記の3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしています。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了毎および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

1. 受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）の収益分配金については、販売会社を通じて、「別に定める契約」に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

1. 受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
2. 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に受益者に支払います。
3. 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成24年11月20日から平成25年11月18日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第25期 (平成24年11月19日現在) | 第26期 (平成25年11月18日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 3,650,650 | 5,009,905 |
| 親投資信託受益証券 | 354,249,532 | 529,411,784 |
| 未収入金 | - | 50,000 |
| 未収利息 | 6 | 4 |
| 流動資産合計 | 357,900,188 | 534,471,693 |
| 資産合計 | 357,900,188 | 534,471,693 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 74,451 | 41,226 |
| 未払受託者報酬 | 145,137 | 207,807 |
| 未払委託者報酬 | 2,757,573 | 3,948,309 |
| その他未払費用 | 9,010 | 12,924 |
| 流動負債合計 | 2,986,171 | 4,210,266 |
| 負債合計 | 2,986,171 | 4,210,266 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,061,472,162 | 964,540,199 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 706,558,145 | 434,278,772 |
| （分配準備積立金） | 5,304,098 | 4,640,175 |
| 元本等合計 | 354,914,017 | 530,261,427 |
| 純資産合計 | 354,914,017 | 530,261,427 |
| 負債純資産合計 | 357,900,188 | 534,471,693 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第25期 （自 平成23年11月18日 至 平成24年11月19日） | 第26期 （自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日） |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1,089 | 883 |
| 有価証券売買等損益 | 32,433,516 | 227,402,252 |
| 営業収益合計 | 32,434,605 | 227,403,135 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 290,336 | 388,227 |
| 委託者報酬 | 5,516,243 | 7,376,227 |
| その他費用 | 18,022 | 24,139 |
| 営業費用合計 | 5,824,601 | 7,788,593 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 26,610,004 | 219,614,542 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 26,610,004 | 219,614,542 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 26,610,004 | 219,614,542 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 772,967 | 16,407,189 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 724,797,973 | 706,558,145 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 30,593,489 | 89,809,102 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 30,593,489 | 89,809,102 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 38,190,698 | 20,737,082 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 38,190,698 | 20,737,082 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 706,558,145 | 434,278,772 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | 第26期 (自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日) |
|-----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項 | 当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成24年11月20日から平成25年11月18日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | 第25期 (平成24年11月19日現在) | 第26期 (平成25年11月18日現在) |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 1,061,472,162口 | 964,540,199口 |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 706,558,145円 | 元本の欠損 434,278,772円 |
| 3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 0.3344円 | 0.5498円 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第25期 （自 平成23年11月18日 至 平成24年11月19日） | | | 第26期 （自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日） | | |
|---|---|----------------|---|---|--------------|
| 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、200,763,814円 (10,000口当たり1,891円36銭)であり、分配金は0円と しております。 | | | 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、182,431,357円 (10,000口当たり1,891円36銭)であり、分配金は0円と しております。 | | |
| 項目 | | 金額または口数 | 項目 | | 金額または口数 |
| 配当等収益額（費用控除後） | A | 1,089円 | 配当等収益額（費用控除後） | A | 868円 |
| 有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | B | -円 | 有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | B | -円 |
| 収益調整金額 | C | 195,459,716円 | 収益調整金額 | C | 177,791,182円 |
| 分配準備積立金額 | D | 5,303,009円 | 分配準備積立金額 | D | 4,639,307円 |
| 分配対象額（A + B + C + D） | E | 200,763,814円 | 分配対象額（A + B + C + D） | E | 182,431,357円 |
| 期末受益権口数 | F | 1,061,472,162口 | 期末受益権口数 | F | 964,540,199口 |
| 10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） | G | 1,891円 36銭 | 10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000） | G | 1,891円 36銭 |
| 10,000口当たりの分配金額 | H | -円 -銭 | 10,000口当たりの分配金額 | H | -円 -銭 |
| 分配金額（F × H ÷ 10,000） | I | -円 | 分配金額（F × H ÷ 10,000） | I | -円 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

| |
|---|
| <p>第26期 （自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日）</p> |
| <p>1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> |
| <p>2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。</p> |
| <p>3．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。</p> |

（2）金融商品の時価等に関する事項

| |
|---|
| <p>第26期 （平成25年11月18日現在）</p> |
| <p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> |
| <p>2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
| <p>3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| | 第25期 （平成24年11月19日現在） | 第26期 （平成25年11月18日現在） |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円） |
| 親投資信託受益証券 | 31,840,223 | 211,952,670 |
| 合計 | 31,840,223 | 211,952,670 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 第25期 （平成24年11月19日現在） | 第26期 （平成25年11月18日現在） |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 期首元本額 | 1,049,085,753円 | 1,061,472,162円 |
| 期中追加設定元本額 | 56,688,535円 | 38,235,295円 |
| 期中一部解約元本額 | 44,302,126円 | 135,167,258円 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(円) | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|--------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | ミリオン・インデックスマザーファンド | 626,522,822 | 529,411,784 | |
| | 合計 | 626,522,822 | 529,411,784 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ミリオン・インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ミリオン・インデックスマザーファンド

(1) 貸借対照表

| 区分 | (平成25年11月18日現在) |
|-------------|-----------------|
| | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 2,597,480 |
| 株式 | 711,519,800 |
| 未収配当金 | 3,911,100 |
| 未収利息 | 2 |
| 流動資産合計 | 718,028,382 |
| 資産合計 | 718,028,382 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 469,337 |
| 未払解約金 | 50,000 |
| 流動負債合計 | 519,337 |
| 負債合計 | 519,337 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 849,252,075 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 131,743,030 |
| 元本等合計 | 717,509,045 |
| 純資産合計 | 717,509,045 |
| 負債純資産合計 | 718,028,382 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区分 | (自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日) |
|-----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区分 | (平成25年11月18日現在) |
|------------------------------------|-----------------------|
| 1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 | 849,252,075口 |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 131,743,030円 |
| 3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 0.845円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

| |
|---|
| （自 平成24年11月20日 至 平成25年11月18日） |
| 1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数先物取引に係る価格変動リスクを有しております。 |
| 3．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。 |

（2）金融商品の時価等に関する事項

| |
|--|
| （平成25年11月18日現在） |
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| （平成25年11月18日現在） | |
|-----------------|----------------------|
| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 276,756,574 |
| 合計 | 276,756,574 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | （平成25年11月18日現在） | |
|------------------|--|--------------|
| 1. 期首元本額 | | 967,558,276円 |
| 期中追加設定元本額 | | 13,777,096円 |
| 期中一部解約元本額 | | 132,083,297円 |
| 期末現在における元本の内訳（注） | ミリオン(従業員積立投資プラン) インデックスポートフォリオ | 626,522,822円 |
| | ミリオン(従業員積立投資プラン) フィナンシャルミックスポート フォリオ | 222,729,253円 |
| | 合計 | 849,252,075円 |

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----|-----------------|-------|-------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 日本水産 | 1,000 | 215 | 215,000 | |
| | マルハニチロホールディングス | 1,000 | 187 | 187,000 | |
| | 国際石油開発帝石 | 400 | 1,163 | 465,200 | |
| | コムシスホールディングス | 2,000 | 1,443 | 2,886,000 | |
| | 大成建設 | 1,000 | 477 | 477,000 | |
| | 大林組 | 1,000 | 572 | 572,000 | |
| | 清水建設 | 1,000 | 491 | 491,000 | |
| | 鹿島建設 | 1,000 | 390 | 390,000 | |
| | 大和ハウス工業 | 2,000 | 1,949 | 3,898,000 | |
| | 積水ハウス | 2,000 | 1,388 | 2,776,000 | |
| | 日揮 | 2,000 | 3,795 | 7,590,000 | |
| | 千代田化工建設 | 2,000 | 1,288 | 2,576,000 | |
| | 日清製粉グループ本社 | 2,200 | 1,096 | 2,411,200 | |
| | 明治ホールディングス | 100 | 5,540 | 554,000 | |
| | 日本ハム | 2,000 | 1,561 | 3,122,000 | |
| | サッポロホールディングス | 1,000 | 458 | 458,000 | |
| | アサヒグループホールディングス | 2,000 | 2,745 | 5,490,000 | |
| | キリンホールディングス | 2,000 | 1,528 | 3,056,000 | |
| | 宝ホールディングス | 1,000 | 991 | 991,000 | |
| | キッコーマン | 2,000 | 1,954 | 3,908,000 | |
| | 味の素 | 2,000 | 1,444 | 2,888,000 | |
| | ニチレイ | 1,000 | 535 | 535,000 | |
| | 日本たばこ産業 | 2,000 | 3,705 | 7,410,000 | |
| | 東洋紡 | 1,000 | 192 | 192,000 | |
| | ユニチカ | 1,000 | 63 | 63,000 | |
| | 日清紡ホールディングス | 1,000 | 882 | 882,000 | |
| | 帝人 | 1,000 | 219 | 219,000 | |
| | 東レ | 1,000 | 672 | 672,000 | |
| | 王子ホールディングス | 1,000 | 463 | 463,000 | |
| | 日本製紙 | 100 | 1,717 | 171,700 | |
| | 北越紀州製紙 | 1,000 | 481 | 481,000 | |
| | クラレ | 2,000 | 1,230 | 2,460,000 | |
| | 旭化成 | 1,000 | 792 | 792,000 | |
| | 昭和電工 | 1,000 | 144 | 144,000 | |
| | 住友化学 | 1,000 | 397 | 397,000 | |
| | 日産化学工業 | 2,000 | 1,587 | 3,174,000 | |
| | 日本曹達 | 1,000 | 651 | 651,000 | |
| | 東ソー | 1,000 | 442 | 442,000 | |
| | トクヤマ | 1,000 | 407 | 407,000 | |
| | 電気化学工業 | 1,000 | 421 | 421,000 | |
| | 信越化学工業 | 2,000 | 5,950 | 11,900,000 | |
| | 三井化学 | 1,000 | 239 | 239,000 | |
| | 三菱ケミカルホールディングス | 500 | 467 | 233,500 | |
| | 宇部興産 | 1,000 | 209 | 209,000 | |
| | 日本化薬 | 2,000 | 1,470 | 2,940,000 | |
| | 花王 | 2,000 | 3,390 | 6,780,000 | |
| | 富士フイルムホールディングス | 2,000 | 2,563 | 5,126,000 | |
| | 資生堂 | 2,000 | 1,759 | 3,518,000 | |
| | 日東電工 | 2,000 | 5,340 | 10,680,000 | |
| | 協和発酵キリン | 2,000 | 1,120 | 2,240,000 | |
| | 武田薬品工業 | 2,000 | 4,815 | 9,630,000 | |

| | | | |
|--------------------|-------|-------|------------|
| アステラス製薬 | 2,000 | 6,210 | 12,420,000 |
| 大日本住友製薬 | 2,000 | 1,461 | 2,922,000 |
| 塩野義製薬 | 2,000 | 2,291 | 4,582,000 |
| 中外製薬 | 2,000 | 2,390 | 4,780,000 |
| エーザイ | 2,000 | 4,015 | 8,030,000 |
| 第一三共 | 2,000 | 1,923 | 3,846,000 |
| 昭和シェル石油 | 2,000 | 1,049 | 2,098,000 |
| JXホールディングス | 1,000 | 524 | 524,000 |
| 横浜ゴム | 1,000 | 986 | 986,000 |
| ブリヂストン | 2,000 | 3,700 | 7,400,000 |
| 日東紡績 | 1,000 | 514 | 514,000 |
| 旭硝子 | 1,000 | 632 | 632,000 |
| 日本板硝子 | 1,000 | 125 | 125,000 |
| 日本電気硝子 | 1,000 | 546 | 546,000 |
| 住友大阪セメント | 1,000 | 393 | 393,000 |
| 太平洋セメント | 1,000 | 428 | 428,000 |
| 東海カーボン | 1,000 | 346 | 346,000 |
| TOTO | 2,000 | 1,418 | 2,836,000 |
| 日本碍子 | 2,000 | 1,769 | 3,538,000 |
| 新日鐵住金 | 1,000 | 337 | 337,000 |
| 神戸製鋼所 | 1,000 | 179 | 179,000 |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 100 | 2,375 | 237,500 |
| 日新製鋼ホールディングス | 100 | 1,387 | 138,700 |
| 大平洋金属 | 1,000 | 397 | 397,000 |
| 日本軽金属ホールディングス | 1,000 | 137 | 137,000 |
| 三井金属鉱業 | 1,000 | 280 | 280,000 |
| 東邦亜鉛 | 1,000 | 313 | 313,000 |
| 三菱マテリアル | 1,000 | 370 | 370,000 |
| 住友金属鉱山 | 2,000 | 1,395 | 2,790,000 |
| DOWAホールディングス | 2,000 | 1,008 | 2,016,000 |
| 古河機械金属 | 1,000 | 216 | 216,000 |
| 古河電気工業 | 1,000 | 225 | 225,000 |
| 住友電気工業 | 2,000 | 1,546 | 3,092,000 |
| フジクラ | 1,000 | 463 | 463,000 |
| SUMCO | 100 | 895 | 89,500 |
| 東洋製罐グループホールディングス | 2,000 | 2,150 | 4,300,000 |
| 日本製鋼所 | 1,000 | 557 | 557,000 |
| オークマ | 1,000 | 987 | 987,000 |
| アマダ | 1,000 | 905 | 905,000 |
| 小松製作所 | 2,000 | 2,181 | 4,362,000 |
| 住友重機械工業 | 1,000 | 468 | 468,000 |
| 日立建機 | 2,000 | 2,207 | 4,414,000 |
| クボタ | 2,000 | 1,670 | 3,340,000 |
| 荏原製作所 | 1,000 | 606 | 606,000 |
| ダイキン工業 | 2,000 | 6,190 | 12,380,000 |
| 日本精工 | 2,000 | 1,107 | 2,214,000 |
| NTN | 1,000 | 447 | 447,000 |
| ジェイテクト | 2,000 | 1,349 | 2,698,000 |
| 日立造船 | 200 | 802 | 160,400 |
| 三菱重工業 | 1,000 | 632 | 632,000 |
| IHI | 1,000 | 405 | 405,000 |
| コニカミノルタ | 1,000 | 955 | 955,000 |
| ミネベア | 1,000 | 692 | 692,000 |
| 日立製作所 | 1,000 | 700 | 700,000 |
| 東芝 | 1,000 | 419 | 419,000 |
| 三菱電機 | 2,000 | 1,137 | 2,274,000 |
| 富士電機 | 1,000 | 446 | 446,000 |

| | | | |
|-------------------|-------|--------|------------|
| 安川電機 | 2,000 | 1,318 | 2,636,000 |
| 明電舎 | 1,000 | 374 | 374,000 |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 1,000 | 616 | 616,000 |
| 日本電気 | 1,000 | 229 | 229,000 |
| 富士通 | 1,000 | 469 | 469,000 |
| 沖電気工業 | 1,000 | 222 | 222,000 |
| パナソニック | 1,000 | 1,049 | 1,049,000 |
| シャープ | 1,000 | 283 | 283,000 |
| ソニー | 2,000 | 1,862 | 3,724,000 |
| T D K | 2,000 | 4,380 | 8,760,000 |
| ミツミ電機 | 1,000 | 755 | 755,000 |
| アルプス電気 | 1,000 | 999 | 999,000 |
| パイオニア | 1,000 | 197 | 197,000 |
| 横河電機 | 2,000 | 1,408 | 2,816,000 |
| アドバンテスト | 4,000 | 1,251 | 5,004,000 |
| カシオ計算機 | 1,000 | 999 | 999,000 |
| ファナック | 2,000 | 16,640 | 33,280,000 |
| 京セラ | 4,000 | 5,150 | 20,600,000 |
| 太陽誘電 | 2,000 | 1,192 | 2,384,000 |
| 大日本スクリーン製造 | 1,000 | 526 | 526,000 |
| キヤノン | 3,000 | 3,230 | 9,690,000 |
| リコー | 2,000 | 1,090 | 2,180,000 |
| 東京エレクトロン | 2,000 | 5,510 | 11,020,000 |
| デンソー | 2,000 | 4,870 | 9,740,000 |
| 三井造船 | 1,000 | 200 | 200,000 |
| 川崎重工業 | 1,000 | 411 | 411,000 |
| 日産自動車 | 2,000 | 927 | 1,854,000 |
| いすゞ自動車 | 1,000 | 651 | 651,000 |
| トヨタ自動車 | 2,000 | 6,350 | 12,700,000 |
| 日野自動車 | 2,000 | 1,483 | 2,966,000 |
| 三菱自動車工業 | 100 | 1,102 | 110,200 |
| マツダ | 1,000 | 451 | 451,000 |
| 本田技研工業 | 4,000 | 4,140 | 16,560,000 |
| スズキ | 2,000 | 2,475 | 4,950,000 |
| 富士重工業 | 2,000 | 2,816 | 5,632,000 |
| テルモ | 2,000 | 5,220 | 10,440,000 |
| ニコン | 2,000 | 1,764 | 3,528,000 |
| オリンパス | 2,000 | 3,185 | 6,370,000 |
| シチズンホールディングス | 1,000 | 752 | 752,000 |
| 凸版印刷 | 1,000 | 809 | 809,000 |
| 大日本印刷 | 2,000 | 1,063 | 2,126,000 |
| ヤマハ | 2,000 | 1,535 | 3,070,000 |
| 東京電力 | 100 | 557 | 55,700 |
| 中部電力 | 100 | 1,423 | 142,300 |
| 関西電力 | 100 | 1,217 | 121,700 |
| 東京瓦斯 | 1,000 | 514 | 514,000 |
| 大阪瓦斯 | 1,000 | 408 | 408,000 |
| 東武鉄道 | 1,000 | 510 | 510,000 |
| 東京急行電鉄 | 1,000 | 699 | 699,000 |
| 小田急電鉄 | 2,000 | 946 | 1,892,000 |
| 京王電鉄 | 1,000 | 689 | 689,000 |
| 京成電鉄 | 2,000 | 1,032 | 2,064,000 |
| 東日本旅客鉄道 | 100 | 8,510 | 851,000 |
| 西日本旅客鉄道 | 100 | 4,450 | 445,000 |
| 東海旅客鉄道 | 200 | 12,780 | 2,556,000 |
| 日本通運 | 1,000 | 523 | 523,000 |
| ヤマトホールディングス | 2,000 | 2,187 | 4,374,000 |

| | | | |
|-------------------------------|-------|--------|------------|
| 日本郵船 | 1,000 | 307 | 307,000 |
| 商船三井 | 1,000 | 434 | 434,000 |
| 川崎汽船 | 1,000 | 234 | 234,000 |
| A N Aホールディングス | 1,000 | 211 | 211,000 |
| 三菱倉庫 | 2,000 | 1,509 | 3,018,000 |
| ヤフー | 400 | 489 | 195,600 |
| トレンドマイクロ | 2,000 | 3,900 | 7,800,000 |
| スカパーJ S A Tホールディングス | 100 | 545 | 54,500 |
| 日本電信電話 | 100 | 5,310 | 531,000 |
| K D D I | 4,000 | 6,060 | 24,240,000 |
| N T Tドコモ | 100 | 1,605 | 160,500 |
| 東宝 | 100 | 2,137 | 213,700 |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 2,000 | 3,645 | 7,290,000 |
| コナミ | 2,000 | 2,620 | 5,240,000 |
| ソフトバンク | 6,000 | 7,770 | 46,620,000 |
| 双日 | 100 | 192 | 19,200 |
| 伊藤忠商事 | 2,000 | 1,264 | 2,528,000 |
| 丸紅 | 1,000 | 751 | 751,000 |
| 豊田通商 | 2,000 | 2,616 | 5,232,000 |
| 三井物産 | 2,000 | 1,413 | 2,826,000 |
| 住友商事 | 2,000 | 1,279 | 2,558,000 |
| 三菱商事 | 2,000 | 2,015 | 4,030,000 |
| J . フロント リテイリング | 1,000 | 769 | 769,000 |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 2,000 | 1,498 | 2,996,000 |
| セブン&アイ・ホールディングス | 2,000 | 3,765 | 7,530,000 |
| 高島屋 | 1,000 | 987 | 987,000 |
| 丸井グループ | 1,000 | 1,052 | 1,052,000 |
| イオン | 2,000 | 1,353 | 2,706,000 |
| ユニーグループ・ホールディングス | 1,000 | 664 | 664,000 |
| ファーストリテイリング | 2,000 | 35,700 | 71,400,000 |
| 新生銀行 | 1,000 | 245 | 245,000 |
| あおぞら銀行 | 1,000 | 297 | 297,000 |
| 三菱U F Jフィナンシャル・グループ | 1,000 | 664 | 664,000 |
| りそなホールディングス | 100 | 534 | 53,400 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 1,000 | 510 | 510,000 |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 100 | 5,170 | 517,000 |
| 千葉銀行 | 1,000 | 744 | 744,000 |
| 横浜銀行 | 1,000 | 564 | 564,000 |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 1,000 | 473 | 473,000 |
| 静岡銀行 | 2,000 | 1,172 | 2,344,000 |
| みずほフィナンシャルグループ | 1,000 | 220 | 220,000 |
| 大和証券グループ本社 | 1,000 | 993 | 993,000 |
| 野村ホールディングス | 1,000 | 797 | 797,000 |
| 松井証券 | 2,000 | 1,147 | 2,294,000 |
| N K S Jホールディングス | 200 | 2,696 | 539,200 |
| M S & A Dインシュアランスグループホールディングス | 300 | 2,738 | 821,400 |
| ソニーフィナンシャルホールディングス | 200 | 1,913 | 382,600 |
| 第一生命保険 | 100 | 1,547 | 154,700 |
| 東京海上ホールディングス | 1,000 | 3,460 | 3,460,000 |
| T & Dホールディングス | 200 | 1,313 | 262,600 |
| クレディセゾン | 2,000 | 2,852 | 5,704,000 |
| 東急不動産ホールディングス | 1,000 | 1,005 | 1,005,000 |
| 三井不動産 | 2,000 | 3,495 | 6,990,000 |
| 三菱地所 | 2,000 | 2,890 | 5,780,000 |
| 平和不動産 | 200 | 1,829 | 365,800 |
| 東京建物 | 2,000 | 990 | 1,980,000 |
| 住友不動産 | 2,000 | 4,990 | 9,980,000 |

| | | | | | |
|----|-------|---------|-------|-------------|--|
| | 電通 | 2,000 | 4,035 | 8,070,000 | |
| | 東京ドーム | 1,000 | 733 | 733,000 | |
| | セコム | 2,000 | 6,270 | 12,540,000 | |
| 小計 | | 306,900 | | 711,519,800 | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | 711,519,800 | |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年12月30日現在)

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 549,324,280 円 |
| 負債総額 | 1,034,107 円 |
| 純資産総額 (-) | 548,290,173 円 |
| 発行済数量 | 927,996,745 口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 0.5908 円 |

(参考) マザーファンドの現況

ミリオン・インデックスマザーファンド

純資産額計算書

(平成25年12月30日現在)

| | |
|-----------------|---------------|
| 資産総額 | 745,584,644 円 |
| 負債総額 | - 円 |
| 純資産総額 (-) | 745,584,644 円 |
| 発行済数量 | 819,588,210 口 |
| 1口当たり純資産額 (/) | 0.910 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

| | |
|----------------|---------|
| 本書提出日現在の資本金の額： | 10億円 |
| 会社が発行する株式総数： | 33,220株 |
| 発行済株式総数： | 18,887株 |

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種 類 | 本数 | 純資産総額 |
|-----------|-------|-------------------|
| 追加型株式投資信託 | 144 本 | 690,533,692,472 円 |
| 単位型株式投資信託 | 1 本 | 2,947,215,590 円 |
| 合 計 | 145 本 | 693,480,908,062 円 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 7,798,082 | 7,585,064 |
| 前払費用 | 96,609 | 80,260 |
| 未収入金 | 1,594 | ¹ 190,980 |
| 未収委託者報酬 | 406,697 | 487,397 |
| 未収運用受託報酬 | ¹ 497,131 | ¹ 141,641 |
| 未収投資助言報酬 | ¹ 170,156 | ¹ 197,081 |
| その他 | 1,757 | 15,812 |
| 流動資産合計 | 8,972,029 | 8,698,236 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ² 120,876 | ² 90,863 |
| 器具備品 | ² 132,336 | ² 117,771 |
| 有形固定資産合計 | 253,213 | 208,635 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 22,377 | 57,810 |
| 電話加入権 | 6,662 | 6,662 |
| その他 | 8,170 | 340 |
| 無形固定資産合計 | 37,210 | 64,813 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期差入保証金 | ¹ 190,699 | 97,273 |
| 長期前払費用 | 185 | 95 |
| 投資その他の資産合計 | 190,884 | 97,368 |
| 固定資産合計 | 481,307 | 370,817 |
| 資産合計 | 9,453,336 | 9,069,054 |

（単位：千円）

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 18,168 | 82,916 |
| 未払金 | 339,611 | 539,304 |
| 未払収益分配金 | 158 | 135 |
| 未払償還金 | 7,315 | 7,315 |
| 未払手数料 | 163,484 | 198,056 |
| その他未払金 | 168,652 | 333,796 |
| 未払費用 | 32,463 | 30,603 |
| 未払法人税等 | 10,892 | 7,214 |
| 未払消費税等 | 36,590 | - |
| 賞与引当金 | 104,985 | 86,215 |
| 流動負債合計 | 542,711 | 746,254 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 114,893 | 84,636 |
| 資産除去債務 | 55,470 | 27,376 |
| 固定負債合計 | 170,363 | 112,012 |
| 負債合計 | 713,075 | 858,266 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 660,443 | 660,443 |
| その他資本剰余金 | 2,854,339 | 2,854,339 |
| 資本剰余金合計 | 3,514,783 | 3,514,783 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 83,040 | 83,040 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 3,092,001 | 3,092,001 |
| 繰越利益剰余金 | 1,050,436 | 520,962 |
| 利益剰余金合計 | 4,225,478 | 3,696,003 |
| 株主資本合計 | 8,740,261 | 8,210,787 |
| 純資産合計 | 8,740,261 | 8,210,787 |
| 負債・純資産合計 | 9,453,336 | 9,069,054 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|---------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | (自 | 平成23年4月1日 | (自 | 平成24年4月1日 |
| | 至 | 平成24年3月31日) | 至 | 平成25年3月31日) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 3,037,583 | | 2,773,510 |
| 受入手数料 | | 25,800 | | 21,027 |
| 運用受託報酬 | | 1,970,292 | | 1,564,002 |
| 投資助言報酬 | | 332,526 | | 372,192 |
| 営業収益合計 | | 5,366,202 | | 4,730,732 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 1,402,793 | | 1,246,685 |
| 広告宣伝費 | | 22,521 | | 17,645 |
| 公告費 | | 323 | | - |
| 調査費 | | 967,154 | | 975,236 |
| 調査費 | | 390,141 | | 385,416 |
| 委託調査費 | | 577,013 | | 589,820 |
| 委託計算費 | | 266,632 | | 287,651 |
| 営業雑経費 | | 96,076 | | 90,766 |
| 通信費 | | 19,416 | | 17,735 |
| 印刷費 | | 66,048 | | 61,830 |
| 協会費 | | 6,780 | | 7,902 |
| 諸会費 | | 3,346 | | 3,283 |
| 営業雑費 | | 484 | | 14 |
| 営業費用合計 | | 2,755,501 | | 2,617,985 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | 1,532,277 | | 1,423,034 |
| 役員報酬 | | 70,098 | | 59,208 |
| 給料・手当 | | 1,219,741 | | 1,123,919 |
| 賞与 | | 242,437 | | 239,907 |
| その他報酬 | | 2,242 | | - |
| 賞与引当金繰入 | | 104,985 | | 86,215 |
| 福利厚生費 | | 246,627 | | 239,485 |
| 交際費 | | 1,974 | | 1,049 |
| 寄付金 | | 200 | | 200 |
| 旅費交通費 | | 32,460 | | 27,549 |
| 租税公課 | | 24,888 | | 21,013 |
| 不動産賃借料 | | 237,951 | | 209,742 |
| 退職給付費用 | | 53,431 | | 27,754 |
| 固定資産減価償却費 | | 85,762 | | 81,773 |
| 諸経費 | | 149,865 | | 141,550 |
| 一般管理費合計 | | 2,472,666 | | 2,259,368 |
| 営業利益又は営業損失() | | 138,034 | | 146,621 |

（単位：千円）

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） | （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4,070 | 3,610 |
| 償還金等時効完成分 | 12 | 50 |
| 保険契約返戻金・配当金 | ¹ 2,275 | ¹ 1,192 |
| 貸倒引当金戻入額 | 15,785 | - |
| 雑益 | 3,513 | 848 |
| 営業外収益合計 | 25,657 | 5,702 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 506 | - |
| 賃貸借契約解約損 | - | 117 |
| 雑損 | - | 1 |
| 営業外費用合計 | 506 | 119 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 163,185 | 141,038 |
| 特別利益 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ² 611 | ² 161,764 |
| 合併関連費用 | ³ 3,400 | - |
| 本社移転関連費用 | - | ¹ 88,653 |
| 特別退職加算金等 | - | 130,628 |
| 特別損失合計 | 4,011 | 381,046 |
| 税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ） | 159,174 | 522,084 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,290 | 2,290 |
| 法人税等調整額 | 142,624 | - |
| 法人税等合計 | 144,914 | 2,290 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 14,260 | 524,374 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----------------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| | (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | | (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | | |
| 当期首残高 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 当期変動額 | | - | | - |
| 当期末残高 | | 1,000,000 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | | | |
| 当期首残高 | | 660,443 | | 660,443 |
| 当期変動額 | | - | | - |
| 当期末残高 | | 660,443 | | 660,443 |
| その他資本剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | | 2,854,339 | | 2,854,339 |
| 当期変動額 | | - | | - |
| 当期末残高 | | 2,854,339 | | 2,854,339 |
| 資本剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 3,514,783 | | 3,514,783 |
| 当期変動額 | | - | | - |
| 当期末残高 | | 3,514,783 | | 3,514,783 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | | | |
| 当期首残高 | | 83,040 | | 83,040 |
| 当期変動額 | | - | | - |
| 当期末残高 | | 83,040 | | 83,040 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | | | |
| 当期首残高 | | 3,092,001 | | 3,092,001 |
| 当期変動額 | | - | | - |
| 当期末残高 | | 3,092,001 | | 3,092,001 |
| 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | | 1,036,176 | | 1,050,436 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | - | | 5,099 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 14,260 | | 524,374 |
| 当期変動額合計 | | 14,260 | | 529,474 |
| 当期末残高 | | 1,050,436 | | 520,962 |
| 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 4,211,217 | | 4,225,478 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | - | | 5,099 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 14,260 | | 524,374 |
| 当期変動額合計 | | 14,260 | | 529,474 |
| 当期末残高 | | 4,225,478 | | 3,696,003 |
| 株主資本合計 | | | | |
| 当期首残高 | | 8,726,001 | | 8,740,261 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | - | | 5,099 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 14,260 | | 524,374 |
| 当期変動額合計 | | 14,260 | | 529,474 |
| 当期末残高 | | 8,740,261 | | 8,210,787 |

重要な会計方針

| |
|---|
| <p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |
| <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> |
| <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 未収入金 | - | 190,313千円 |
| 未収運用受託報酬 | 8,944千円 | 5,926千円 |
| 未収投資助言報酬 | 164,758千円 | 190,120千円 |
| 長期差入保証金 | 190,313千円 | - |

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 133,261千円 | 1,052千円 |
| 器具備品 | 327,061千円 | 222,594千円 |

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 保険契約返戻金・配当金 | 2,275千円 | 1,192千円 |
| 本社移転関連費用 | - | 30,179千円 |

2 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

3 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式 | 18,887株 | - | - | 18,887株 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|------------|----------|------------|------------|
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 5,099,490円 | 270円00銭 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |

当事業年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式 | 18,887株 | - | - | 18,887株 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|----------|------------|------------|
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 5,099,490円 | 270円00銭 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 7,798,082 | 7,798,082 | - |
| (2) 未収入金 | 1,594 | 1,594 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 406,697 | 406,697 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 497,131 | 497,131 | - |
| (5) 未収投資助言報酬 | 170,156 | 170,156 | - |
| (6) 長期差入保証金 | 190,699 | 187,683 | 3,015 |
| 資産計 | 9,064,361 | 9,061,345 | 3,015 |
| (1) 未払手数料 | 163,484 | 163,484 | - |
| (2) その他未払金 | 168,652 | 168,652 | - |
| 負債計 | 332,137 | 332,137 | - |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 7,585,064 | 7,585,064 | - |
| (2) 未収入金 | 190,980 | 190,980 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 487,397 | 487,397 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 141,641 | 141,641 | - |
| (5) 未収投資助言報酬 | 197,081 | 197,081 | - |
| (6) 長期差入保証金 | 97,273 | 84,120 | 13,152 |
| 資産計 | 8,699,437 | 8,686,284 | 13,152 |
| (1) 未払手数料 | 198,056 | 198,056 | - |
| (2) その他未払金 | 333,796 | 333,796 | - |
| 負債計 | 531,852 | 531,852 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 7,797,986 | - | - | - |
| 未収入金 | 1,594 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 406,697 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 497,131 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 170,156 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | - | 190,313 | - | - |
| 合計 | 8,873,566 | 190,313 | - | - |

当事業年度（平成25年3月31日）

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 7,584,441 | - | - | - |
| 未収入金 | 190,980 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 487,397 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 141,641 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 197,081 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 366 | - | - | 96,907 |
| 合計 | 8,601,907 | - | - | 96,907 |

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 (千円) | 427,062 | 454,392 |
| (2) 年金資産 (千円) | 312,169 | 369,756 |
| (3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円) | 114,893 | 84,636 |
| (4) 退職給付引当金 (3) (千円) | 114,893 | 84,636 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 退職給付費用 (千円) | 53,431 | 27,754 |

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|----------------|-----------------------|----|-----------------------|----|
| 繰延税金資産 | | | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 448,266 | 千円 | 689,786 | 千円 |
| 税務上の繰延資産償却超過額 | 52,268 | " | 46,523 | " |
| 賞与引当金繰入限度超過額 | 39,904 | " | 32,770 | " |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 42,472 | " | 31,036 | " |
| その他 | 38,408 | " | 24,586 | " |
| 繰延税金資産小計 | 621,320 | " | 824,703 | " |
| 評価性引当額 | 616,061 | " | 814,989 | " |
| 繰延税金資産合計 | 5,259 | " | 9,713 | " |
| 繰延税金負債 | | | | |
| 資産除去費用 | 5,259 | " | 9,713 | " |
| 繰延税金負債合計 | 5,259 | " | 9,713 | " |
| 繰延税金資産の純額 | - | " | - | " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|--------------------|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 法定実効税率 | 40.69 | % | - | |
| （調整） | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.50 | " | - | |
| 評価性引当額の増減 | 48.41 | " | - | |
| 住民税均等割 | 1.44 | " | - | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 91.04 | % | - | |

（注）当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) | |
|-----------------|--------------------------------------|----|--------------------------------------|----|
| 期首残高 | 54,977 | 千円 | 55,470 | 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - | " | 27,316 | " |
| 時の経過による調整額 | 492 | " | 515 | " |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - | " | 55,925 | " |
| 期末残高 | 55,470 | 千円 | 27,376 | 千円 |

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託 （運用業務） | 投資信託 （販売業務） | 投資顧問 （投資一任） | 投資顧問 （投資助言） | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 3,037,583 | 25,800 | 1,970,292 | 332,526 | 5,366,202 |

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|-----------------|---------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 613,920 |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 投資信託 （運用業務） | 投資信託 （販売業務） | 投資顧問 （投資一任） | 投資顧問 （投資助言） | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 2,773,510 | 21,027 | 1,564,002 | 372,192 | 4,730,732 |

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|---------|-------------------|-------|-----------------|------------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 110,000 | 生命保険業 | (被所有) 直接 92.86% | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 34,961 | 未収運用受託報酬 | 8,944 |
| | | | | | | | 投資助言報酬 | 321,882 | 未収投資助言報酬 | 164,758 |
| | | | | | | | 支払手数料 | 133,324 | 未払手数料 | 41,430 |
| | | | | | | | 事務所家賃 | 232,739 | 前払家賃 | 19,655 |
| | | | | | | | | | 長期差入保証金 | 190,313 |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------|---------|-------------------|-------|-----------------|------------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 210,000 | 生命保険業 | (被所有) 直接 92.86% | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 26,081 | 未収運用受託報酬 | 5,926 |
| | | | | | | | 投資助言報酬 | 359,783 | 未収投資助言報酬 | 190,120 |
| | | | | | | | 支払手数料 | 162,340 | 未払手数料 | 53,501 |
| | | | | | | | 事務所家賃 | 231,510 | 未収入金 | 190,313 |
| | | | | | | | | | その他未払金 | 99 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|---------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 462,766円00銭 | 434,732円21銭 |
| 1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額() | 755円02銭 | 27,763円78銭 |

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 8,740,261 | 8,210,787 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 8,740,261 | 8,210,787 |
| 差額の主な内訳 | - | - |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 18,887 | 18,887 |
| 普通株式の自己株式数(株) | - | - |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 18,887 | 18,887 |

1株当たり当期純利益金額

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|----------------------------|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失()(千円) | 14,260 | 524,374 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円) | 14,260 | 524,374 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 18,887 | 18,887 |

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間末 (平成25年9月30日) | |
|--------------------------|----------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 7,621,212 |
| 未収委託者報酬 | 630,413 |
| 未収運用受託報酬 | 274,033 |
| 未収投資助言報酬 | 213,599 |
| その他 | 123,531 |
| 流動資産合計 | 8,862,789 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | ¹ 195,629 |
| 無形固定資産 | 55,499 |
| 投資その他の資産 | 96,967 |
| 長期差入保証金 | 96,907 |
| その他 | 60 |
| 固定資産合計 | 348,096 |
| 資産合計 | 9,210,886 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払償還金 | 7,315 |
| 未払手数料 | 241,591 |
| 未払法人税等 | 26,104 |
| 賞与引当金 | 50,790 |
| その他 | ² 309,516 |
| 流動負債合計 | 635,316 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 64,813 |
| 資産除去債務 | 27,556 |
| 固定負債合計 | 92,369 |
| 負債合計 | 727,686 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 660,443 |
| その他資本剰余金 | 2,854,339 |
| 資本剰余金合計 | 3,514,783 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 83,040 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 3,092,001 |
| 繰越利益剰余金 | 793,374 |
| 利益剰余金合計 | 3,968,416 |
| 株主資本合計 | 8,483,199 |
| 純資産合計 | 8,483,199 |
| 負債純資産合計 | 9,210,886 |

中間損益計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間 | |
|---------------|----------------------|
| (自 平成25年4月1日 | |
| 至 平成25年9月30日) | |
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 1,941,332 |
| 受入手数料 | 5,659 |
| 運用受託報酬 | 653,658 |
| 投資助言報酬 | 203,859 |
| 営業収益合計 | 2,804,509 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 860,541 |
| その他営業費用 | 780,585 |
| 営業費用合計 | 1,641,127 |
| 一般管理費 | ¹ 875,273 |
| 営業利益 | 288,109 |
| 営業外収益 | ² 3,013 |
| 営業外費用 | 61 |
| 経常利益 | 291,061 |
| 特別利益 | - |
| 特別損失 | 190 |
| 税引前中間純利益 | 290,870 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18,457 |
| 法人税等調整額 | - |
| 法人税等合計 | 18,457 |
| 中間純利益 | 272,412 |

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 | |
|-----------------|---------------|-----------|
| | (自 平成25年4月1日 | |
| | 至 平成25年9月30日) | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | | 1,000,000 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 当中間期末残高 | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | | 660,443 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 当中間期末残高 | | 660,443 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 2,854,339 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 当中間期末残高 | | 2,854,339 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 3,514,783 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 当中間期末残高 | | 3,514,783 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | | 83,040 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 当中間期末残高 | | 83,040 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | | 3,092,001 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 当中間期末残高 | | 3,092,001 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 520,962 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 剰余金の配当 | | - |
| 中間純利益 | | 272,412 |
| 当中間期変動額合計 | | 272,412 |
| 当中間期末残高 | | 793,374 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 3,696,003 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 剰余金の配当 | | - |
| 中間純利益 | | 272,412 |
| 当中間期変動額合計 | | 272,412 |
| 当中間期末残高 | | 3,968,416 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | | 8,210,787 |
| 当中間期変動額 | | - |
| 剰余金の配当 | | - |
| 中間純利益 | | 272,412 |
| 当中間期変動額合計 | | 272,412 |
| 当中間期末残高 | | 8,483,199 |

重要な会計方針

| 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) |
|---|
| <p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8年～18年</p> <p>器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> |

会計方針の変更

該当事項はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 当中間会計期間末 (平成25年9月30日) | |
|--|-----------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 | |
| 建物 | 4,209千円 |
| 器具備品 | 234,681千円 |
| 2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 | |

（中間損益計算書関係）

| 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | |
|--|----------|
| 1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。 | |
| 有形固定資産 | 22,874千円 |
| 無形固定資産 | 9,797千円 |
| 2 営業外収益のうち主なもの | |
| 受取利息 | 1,419千円 |
| 保険契約返戻金・配当金 | 1,269千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

| 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) | | | | |
|--|---------|----|----|----------|
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
| 普通株式 | 18,887株 | - | - | 18,887株 |
| 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。 | | | | |
| 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。 | | | | |
| 4. 配当に関する事項 | | | | |
| (1) 配当金支払額 該当事項はありません。 | | | | |
| (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。 | | | | |

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|-----------|--------|
| (1)現金・預金 | 7,621,212 | 7,621,212 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 630,413 | 630,413 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 274,033 | 274,033 | - |
| (4)未収投資助言報酬 | 213,599 | 213,599 | - |
| (5)長期差入保証金 | 96,907 | 83,312 | 13,594 |
| 資産計 | 8,836,165 | 8,822,570 | 13,594 |
| (1)未払手数料 | 241,591 | 241,591 | - |
| 負債計 | 241,591 | 241,591 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

| | |
|-----------------|-----------------|
| 期首残高 | 27,376千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - |
| 時の経過による調整額 | 179千円 |
| 当中間会計期間末残高 | <u>27,556千円</u> |

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託 (運用業務) | 投資信託 (販売業務) | 投資顧問 (投資一任) | 投資顧問 (投資助言) | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 1,941,332 | 5,659 | 653,658 | 203,859 | 2,804,509 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) |
|--------------|--|
| 1株当たり純資産額 | 449,155円49銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 14,423円27銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) |
|--------------------|--|
| 中間純利益金額(千円) | 272,412 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 272,412 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 18,887 |

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

(1)受託会社

(平成25年3月31日現在)

| (A)名称 | (B)資本金の額（百万円） | (C)事業の内容 |
|-----------|---------------|--|
| 株式会社りそな銀行 | 279,928 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

(平成25年3月31日現在)

| (A)名称 | (B)資本金の額（百万円） | (C)事業の内容 |
|-------------|---------------|---------------------------------|
| 岩井コスモ証券株式会社 | 13,500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託者として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託者は、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 (B) 資本金の額 : 平成25年3月31日現在、51,000百万円
 (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。(2) 交付目論見書表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年1月6日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオの平成24年11月20日から平成25年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミリオン（従業員積立投資プラン）インデックスポートフォリオの平成25年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 前 正 紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)